

障害者福祉施策について

「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」について

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とした「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が令和5年12月26日（一部令和6年4月1日）に施行されました。

和歌山県では、本条例の趣旨を踏まえて、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきます。提供などが義務化されます。詳細は下記リンクを参照してください。

- [和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例](#)
- [障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律](#)

障害児者の方に関する福祉制度について

障害児者の方に関する福祉制度（年金・手当、障害福祉サービス、有料道路通行料金などの各種割引など）について、和歌山県で作成しています「障害児者福祉のしおり」に記載されていますので、下記リンクを参照してください。

- [障害児者福祉のしおり](#)

※冊子をご希望の方は、有田振興局 健康福祉部 総務福祉課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

有田振興局 健康福祉部 総務福祉課 福祉グループ

T E L : 0737-64-1016

F A X : 0737-64-1261

E-mail : e1304311@pref.wakayama.lg.jp